

## 令和7年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月8日（金） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1

3. 出席委員 12名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明  
上村博文 境 良一 芥川高一 芥川清二  
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 安田委員 小森委員

6. 議 事

- (1) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第33号 農用地利用集積計画の同意について
- (4) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和7年第8回農業委員会総会を開催いたします。本日は、全委員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本年8回目の総会開催、お忙し中ご出席頂きましてありがとうございます。遊休農地に植えておりますイチジクの直管設置を先日行いました。順調に育っていますので、今年収穫ができればと思っております。まだまだ気温が高いですので、くれぐれも熱中症には気を付けて御自愛いただきますようお願いいたします。本日もよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと小森委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 何も問題無い内容と思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 3 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 1 分、農業年数は 60 年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 特に問題無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 4 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 30 分、農業年数は 50 年、農機具を所有し、主たる作物は水稲になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について、確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。

鎌賀副会長 何も問題無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅建築予定地の隣接地で、農機具を所有、リース予定で、主たる作物は露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。新規就農のため営農計画書が添付されています。なお、建設予定の自宅については、第 32 号議案の 5 条許可にて審議しますので後ほどご説明します。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について、確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 問題無い箇所と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 6 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 3 分、農業年数は 40 年、農機具を所有し、主たる作物は米、きゅうりになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 4 番について承認します。次に、申請番号 5 番について、確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約 30 km で、農業年数は 15 年、農機具を所有し、主たる作物はじゃがいも、とうもろこしになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 5 番について承認します。以上、議案第 31 号について 5 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議

題とします。申請番号 1 番と 2 番は関連しておりますので、一括して確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 既に駐車場となっているため始末書付きですが、問題ない箇所と思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番と 2 番は関連しておりますので一括して説明します。地図は 10 ページ及びスクリーンをご覧ください。

1 番の申請人は熊本市に居住する個人です。役員を務める自動車新車・中古車販売会社の駐車場が不足していることから、会社に隣接している申請地を取得し、貸駐車場として利用したいと考え、今回の転用申請となりました。2 番の申請人は 1 番の申請人が役員を務める自動車新車・販売会社です。2 番の申請地は、所有者と会社で賃貸借契約を結び、駐車場として利用されます。申請地は、都市計画用途地域内のため第 3 種農地です。また、1 番と 2 番の申請地は、農地法の許可を受ける前にすでに一体の駐車場として利用していたため、始末書添付の案件です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番と 2 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番と 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について、確認委員の上村委員より説明をお願いします。

上村委員 何も問題無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 11 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、宇城市で不動産業等を営む法人です。申請地

は閑静な住宅地で土地の広さも十分あり、宇土小学校区内で住宅を建てたいという希望が多く、需要が見込まれたため、今回の転用申請となります。

特定建築条件付売買予定地とは、事業主が土地の造成を行い、条件付きで販売する方法になります。土地の売買契約からおおむね3か月以内に建築請負契約を結ぶ必要があるため、土地の購入者は、土地の購入と同時に家を建てる計画を約束させられるものとなります。また、事業者は土地の販売期間を区切り、売れ残った場合は自ら家を建てて建売住宅として販売しなければなりません。

申請地は、おおむね10ha以上の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に、申請番号4番について、確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。

鎌賀副会長 問題無い箇所と思われまして。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は12ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は網津町に居住する個人で、土地収用に伴い、自宅の移転先を探していたところ、現在の住まいと同じ町内で親族の土地を譲り受けることができたため、今回の転用申請となりました。申請地は、おおむね10ha以上の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。以上、議案第32号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第33号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。15ページ50番から54番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定となります。次に16ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、今月は田のみの11,345㎡となっています。次に17ページをご覧ください。前回の総会までは、今年の農地利用集積計画における地区ごとの合計を掲載しておりましたが、農地利用集積計画だけでなく、農地法第3条等による貸借も含めた、地区ごとの筆数、面積及びその割合をお示しした方が、より意味あるものになるという思いから、今回の総会から内容を変更しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は28,743筆の23,829,575㎡で、各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第3条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第3条を活用されている割合は10.63%、利用権は6.30%、機構法は5.82%、貸借なしは77.24%となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 33 号について承認します。次に、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。19 ページをご覧ください。解約件数は 1 件、総合計は 1 筆で 413 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 10 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これもちまして令和 7 年第 8 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 安田 鷹嗣

議事録署名人 小森 公明